

新型コロナウイルスの感染拡大により  
日本への入国が遅れる可能性のあるみなさんへ

東京大学本部国際支援課  
東京大学ハウジングオフィス

新型コロナウイルスの感染拡大により、日本への入国ができず（※）、留学生宿舎への入居が遅れる場合には、次のように扱いますので、お知らせします。

（※）日本に入国ができない主な理由：（1）在留資格認定証（COE）審査が保留のため（2）ビザ（査証）発給が停止または効力が停止のため（3）上陸拒否対象地域のため（4）自国が日本への渡航を制限しているため

○2021年3月までの渡日遅れの場合

1. 入居予定の居室は確保されます。
2. 賃料（家賃）は実際に入居した日または月から発生します。
  - インターナショナル・ロッジおよび目白台インターナショナル・ビレッジ
    - ・賃料は日割り計算
    - ・インターナショナル・ロッジの共益費は月割り計算
  - 三鷹国際学生宿舎
    - ・賃料は月割り計算とする
    - ・居室原状回復費（6万円）は実際の入居期間に関わらず変更しない。入居遅延期間分は入居時に請求する
  - 豊島・追分国際学生宿舎
    - ・賃料は月割り計算
3. 退去の日は当初の退去予定日から変更しません。

査証（ビザ）を取得し、日本に来る日の見込みが立ったら、以下の連絡先にご連絡ください。その際は、申請番号、名前、宿舎と居室番号をお知らせください。

○2021年3月までに渡日ができない場合

1. 入居許可された居室をキャンセルしてください。
  2. 2021年春入居（1月頃募集）に申請してください。
- ※入学時期については受入部局の指示に従ってください。

【連絡先】

インターナショナル・ロッジ、目白台インターナショナル・ビレッジ

本部管理課ハウジングオフィス [housing-office.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:housing-office.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp)

三鷹国際学生宿舎、豊島・追分国際学生宿舎

本部国際支援課学生生活チーム [rsupport.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:rsupport.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp)